

藤本発電所(荒瀬ダム)の水利使用に関する現況について

平成22年2月28日

九州地方整備局

○熊本県企業局の発電専用ダム（S30年3月竣工）

堤高 25.0m 堤長 210.8m

最大取水量134.0m³/s 最大出力18,200kW

○位置：一級河川球磨川水系球磨川（河口から19.9km地点）

※藤本発電所まで約600mのトンネルにて導水

○当初の水利使用許可：昭和28年12月8日（熊本県知事）

○現行の水利使用許可：平成15年3月26日（九州地方整備局長）

（許可期限）平成22年3月31日



【経緯】

平成14年12月10日 潮谷前知事が荒瀬ダムの撤去を表明（発電事業の経営上の観点から7年間継続後に撤去）

平成15年3月26日 水利使用許可

- ・水力発電のための、23条許可（流水の占用）・24条許可（土地の占用）の許可
- ・ダムの撤去を前提としており、許可期限である平成22年3月31日の到来をもって失効

平成20年6月4日 蒲島知事が荒瀬ダムの撤去凍結を表明

平成20年11月27日 蒲島知事が荒瀬ダムの存続を表明

平成22年2月3日 蒲島知事が荒瀬ダムの撤去を表明

（H24年度から撤去に着手。）

撤去資金の確保に資するため、水利権を2年間延長し、発電事業を継続）

平成22年2月24日 熊本県知事による水利使用許可の申請

- ・水力発電のための、23条許可（流水の占用）・24条許可（土地の占用）の申請
- ・水利使用の期間は、許可日～平成24年3月31日（4/1からであれば2年間）

◆現行の許可申請時における熊本県の事業計画

許可申請書添付図書より抜粋

水利使用に係る事業の計画の概要

●企業局としては、自然エネルギーを利用した水力発電の社会的意義、水力発電の県総合計画における位置付け等を考慮すれば、藤本発電所による発電を可能な限り継続したいと考えているが、

●今後見込まれる設備の大規模改良及び地域の要望に応えるためのダム管理・環境対策等に多大な経費を要すること、今後売電単価の引き下げが予想されることから慢性的資本収支の悪化が避けられない見込であり、長期間事業を継続することは不可能であると判断した。

●ただし、発電所の廃止にあたっては、巨額な撤去費用の確保、撤去工法や撤去にともなう影響対策の検討等の問題があり、直ちに撤去を行うことは実現可能性が低いことから、…九州電力株式会社との電力需給契約も満了する7年後に予想される内部留保資金をもって撤去工事を実施することとし、その間、撤去工法や撤去に伴う影響対策の検討等を行うこととしたい。

●今回の水利権更新期間は、平成22年3月31日までの7年間を予定している。その間に、地元要望に基づく諸対策を実施しつつ、事業を継続し、7年経過後には速やかに撤去する計画である。また、撤去の見通しが立てば、水利使用期間を短縮し可能な限り早急に撤去したい。

《標準水利使用規則》

【許可期限】

第〇条 許可期限は、平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。

2 許可期間の更新の許可の申請は、許可期限の6月前から許可期限の1月前までの間にしなければならない。

《藤本発電所(荒瀬ダム)の場合》

【許可期限】

第7条 許可期限は、平成22年3月31日とする。

※更新条項が附されていない

【失効】

第〇条 この水利使用に関する河川法の規定に基づく許可は、次に掲げるときは、その効力を失う。

(1)この水利使用が廃止されることとなる電気事業法の規定による処分があったとき

(2)許可期間の更新の許可の申請がなされた場合において、当該許可を拒否する処分があった後に許可期限が到来したとき又は許可期限後に当該許可を拒否する処分があったとき

【失効】

第19条 この水利使用に関する河川法の規定に基づく許可は、次に掲げるときは、その効力を失う。

(1)この水利使用が廃止されることとなる電気事業法の規定による処分があったとき

(2)この水利使用が廃止されたとき

※事業の任意的廃止が認められる場合に記載

(3)許可期限が到来したとき

※許可期間の更新の許可を予定しない場合に記載

* 水利使用規則：水利使用の内容及び許可の条件を記載した書面（許可書に附されるもの）

* 標準水利使用規則：河川法の施行について 別添第1（昭和40年6月29日河川局長通達）

◆藤本発電所の水利使用規則(抜粋)

(許可期限)

第7条 許可期限は、平成22年3月31とする。

(申請に係る対策の実施)

第10条 水利使用者は、申請書添付図書七に記載された「地元の要望を考慮して企業局が今後行う対策」(以下「対策」という。)の実施については、確実にこれを行わなければならない。

2 水利使用者は、前項の対策について、年度ごとにその実施状況を取りまとめて、すみやかに局長に報告しなければならない。

(調整池の水質改善のための放流及び下流への土砂供給の実施)

第11条 水利使用者は、前条に規定する対策のうち、「調整池の水質改善のための放流」及び「下流への土砂供給」(以下「放流等」と総称する。)については、当面、当該放流等による効果及び河川環境への影響を確認するため、試験的運用を行わなければならない。

2 水利使用者は、前項に基づく試験的運用に係る全体実施計画及び毎年度の実施計画(以下「計画」と総称する。)を策定し、あらかじめ、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 河川管理者は、河川管理上必要があると認める場合には、前項の計画の変更について指示することができる。

(対策の実施結果に基づく措置)

第12条 河川管理者は、第10条第1項の対策の実施の結果、河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、河川管理上支障を生ずると認める場合には、水利使用者がとるべき必要な措置を指示することができる。

(ダム等の撤去)

第17条 水利使用者は、ダム等の撤去を行おうとするときは、撤去計画を作成のうえ、河川法上必要な許可の申請をしなければならない。

(失効)

第19条 この水利使用に関する河川法の規定に基づく許可は、次に掲げるときは、その効力を失う。

(1)この水利使用が廃止されることとなる電気事業法の規定による処分があったとき

(2)この水利使用が廃止されたとき

(3)許可期限が到来したとき

(流水の占用の許可)

第23条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(土地の占用の許可)

第24条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(工作物の新築等の許可)

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。
以下2項、3項、4項、5項省略